

カード様式の障害者手帳の申請ができるようになります！

厚生労働省令の改正により、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）がカード様式でも発行できるようになりました。本市では、10月1日から従来の紙製の手帳に加え、プラスチック製のカード様式の手帳を選択できるようになります。

- すでに手帳をお持ちで、カード様式の障害者手帳の交付を希望しない方は、現在お持ちの手帳をそのまま使用できます。
- 紙様式とカード様式の手帳で、受けられるサービスに違いはありません。

1 申請開始時期

令和3年10月1日から

2 申請窓口

各高齢・障害者相談課、各保健福祉課へ直接お越しください。

3 申請に必要なもの

現在障害者手帳をお持ちの方でカード様式に切り替えを希望される方は、手帳と顔写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）が必要となります。新規申請や更新申請の際は、どの形式の手帳にするかを選択してください。

4 カード様式の障害者手帳の主な特徴

- 耐久性に優れたプラスチック製のカードで、運転免許証や健康保険証と同じ大きさです。（ICチップ等は搭載されていません。）
- 偽造防止などを目的に、特殊な印刷方法を採用しているため、顔写真は白黒で表示されます。
- 他のカード類と区別するため、カードの右上に切り欠きがあります。また、3種類の障害者手帳を区別するため浮き出し加工をしています。



身体障害者手帳のイメージ

問合せ先

- 身体障害者手帳・療育手帳に関すること
障害者更生相談所
電話 042-769-9807（直通）
- 精神障害者保健福祉手帳に関すること
精神保健福祉課
電話 042-769-9813（直通）